

義肢等補装具支給制度の問題点及び検討事項

1 補装具及び日常生活用具の範囲の見直し等

(1) 補装具及び日常生活用具の範囲の見直し

ア 問題点

障害者自立支援法の施行に伴い、障害保健福祉施策としての補装具及び日常生活用具の範囲の見直しがされ、「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」及び「歩行補助つえ（1本つえのみ）」が補装具から日常生活用具に、重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具に整理された。

なお、褥瘡予防用敷ふとん、介助用リフター、ギャッチベットについては、従前から日常生活用具であるが、労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象種目としている。

イ 検討事項

(7) 補装具から日常生活用具に整理された種目に対する対応

障害者自立支援法の施行に伴い、補装具から日常生活用具に整理された「点字器」、「人工喉頭」、「収尿器」、「ストマ用装具」、「歩行補助つえ（1本つえのみ）」について、今後も労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象種目とする必要があるか検討する。

(4) 日常生活用具から補装具に整理された種目に対する対応

障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活用具から補装具に整理された「重度障害者用意思伝達装置」について、新たに労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象種目とすべきか検討する。

(2) 車いす及び電動車いすの付属品の追加

ア 問題点

平成19年7月1日から障害者自立支援法の補装具の車いす及び電動車いすの付属品に、「ステッキホルダー」、「泥よけ」等14品が追加された。

イ 検討事項

障害者自立支援法の補装具の車いす及び電動車いすの付属品に追加された

「ステッキホルダー」、「泥よけ」等 14 品について、労災保険の義肢等補装具支給制度の車いす及び電動車いすの付属品として、新たに追加すべきか検討する。

2 障害等級認定基準との整合性

(1) 体幹装具

ア 問題点

現行制度では、体幹装具については、「せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第 8 級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者」に支給することとしており、金属枠、硬性の外、軟性及び骨盤帯の支給を認めている。

一方、障害等級認定基準では、「荷重機能の障害については、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第 8 級に準ずる運動障害として取り扱う。」としており、障害等級認定基準と義肢等補装具の支給基準との整合性がとれていない。

イ 検討事項

体幹装具については、障害等級第 8 級以上の障害（補償）給付の支給決定をした者又は受けると見込まれる者を支給対象者とした上で、型式の基準では、金属枠、硬性、軟性及び骨盤帯の支給を認めているが、障害等級認定基準では、「常に硬性補装具を必要とするものを第 8 級に準ずる運動障害として取り扱う。」としていることから、金属枠及び硬性以外の体幹装具の支給を認めないこととしてよいか検討する。

(2) 浣腸器付排便剤

ア 問題点

現行制度では、浣腸器付排便剤の支給対象者をせき髄損傷者に限定している。

しかしながら、障害等級認定基準では、胸腹部臓器の障害等級の算定に当たって、用便の程度を考慮しており、排便障害は、せき髄損傷者に限定されるものではない。

さらに、せき髄損傷者であっても、障害等級第 3 級以上を支給対象者にして

いるが、排便障害は障害等級第3級以上に限定されるものではない。

イ 検討事項

排便障害は、せき髄損傷者に限定されるものではないことから、せき髄損傷者以外の排便障害を有する者を支給対象者とすべきか検討する。

また、せき髄損傷者であっても、現行制度は障害等級第3級以上を支給対象者にしているが、排便障害は障害等級第3級以上に限定されるものではないことから、せき髄損傷者の支給対象を拡大すべきか検討する。

(3) ストマ用装具

ア 問題点

現行制度では、ストマ用装具の支給対象者を直腸摘出者に限定している。

しかしながら、人工肛門の造設は、直腸の障害に限定されるものではなく、また、障害等級認定基準においても、人工肛門の造設は、小腸の障害、大腸の障害に規定されている。

イ 検討事項

支給対象者を直腸摘出者に限定しているが、人工肛門の造設は、小腸の障害、大腸の障害において行われることから、支給対象者を拡大すべきか検討する。

3 医学的・工学的観点からの見直し

(1) 褥瘡予防用敷ふとん

ア 問題点

褥瘡予防用敷ふとんについては、支給対象者をせき髄損傷者に限定しているが、脳の損傷により高度の四肢麻痺が認められる者や両上肢及び両下肢の亡失又は全廃した者についても、褥瘡の発生のおそれがある。

イ 検討事項

褥瘡予防用敷ふとんについては、支給対象者をせき髄損傷者に限定しているが、他の障害においても褥瘡の発生のおそれがあることから、支給対象を拡大すべきか検討する。

(2) 電動車いす

ア 問題点

現行制度では、四肢麻ひ等の障害のため車いすの使用が著しく困難な者を支給対象者としているが、障害者自立支援法の補装具費支給制度においては、呼吸機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者も支給対象者としている。

イ 検討事項

現行制度で支給対象者としている四肢麻ひ等の障害のため車いすの使用が著しく困難な者のほか、呼吸機能障害、心臓機能障害により歩行が著しい制限を受ける者についても支給対象者とすべきか検討する。

(3) 筋電電動義手

ア 問題点

筋電電動義手については、昭和 54 年から研究に資するため限定的に支給を認めている。支給対象者は、原則として両上肢を腕関節以上で失った者又はこれと同等の者であり、支給本数は 1 人につき 1 本とし、支給価額はソケット代を含み 63 万円以下である。

筋電電動義手は、修理等の体制や当該義肢の適合性を計る体制が確立されていないものの、両側切断者にとりその必要性は高い。

筋電電動義手は通常 120 万円程度するため、現行制度の 63 万円以下という基準価格では給付が困難である。

イ 検討事項

研究用で支給を認めている筋電電動義手について、基準価格の妥当性について検討する。また、筋電電動義手を支給対象とすることが可能かどうか検討する。